

1. 件名：「日本原燃(株)における今後の許認可手続への対応に係る面談」

2. 日時：令和2年8月26日(水) 15時00分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、猪俣上席安全審査官、二平係員

日本原燃(株)

宮越 常務執行役員 再処理事業部 事業部長 他2名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)における廃棄物管理の事業に係る変更の許可に関する許可書の交付をした。これに併せて、原子力規制庁より、日本原燃に対して、新規制基準に係る今後の許認可手続への対応について、下記のとおり伝えた。

- ・現在、再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関する面談を実施しているところであるが、令和2年6月24日の原子力規制委員会(※1)において整理した類型化等の検討が十分にできていない。設工認申請に係る対応にあたっては、電力事業者の協力を得ることが不可欠であり、電力事業者が持つノウハウを十分に生かして進めて頂きたい。
- ・令和2年8月24日に提出されたMOX施設に関する事業変更許可申請の一部補正(※2)について、これまで再処理施設の審査で整理された内容が取り入れられていない箇所等が見られることから、再処理施設での審査対応を行った者との連携を十分に行うことが必要だと思っている。

(2) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

なし

- ※1 令和2年度第12回原子力規制委員会（令和2年6月24日）
議題3「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」
<https://www.nsr.go.jp/data/000315512.pdf>

- ※2 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書
（令和2年8月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設に関する事業変更許可申請の一部補正を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000104.html